

【別添】

再送信同意に係る鳥取中央有線放送株式会社からの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：鳥取中央有線放送株式会社（鳥取県東伯郡琴浦町）

代表者：代表取締役社長 田中 満雄

住 所：鳥取県東伯郡琴浦町逢東806番地

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

5 再送信の業務を行おうとする区域

鳥取県東伯郡湯梨浜町全域、東伯郡北栄町全域、東伯郡琴浦町全域

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成17年3月から平成19年5月までの間、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

意見の対立点	テレビせとうち株式会社の主張	鳥取有線放送株式会社の主張
1. 県域免許制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域免許以外の視聴者からの苦情に責任を持ってない。(例・ポケモン事件) ・ 放送法と有線テレビジョン放送法の間で放送エリアについて制度上の矛盾がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビせとうち株式会社の再送信は、視聴者から強い要望がある。 ・ テレビせとうち株式会社の再送信は、都市部と地方の情報格差を是正するために必要である。 ・ 当社のエリア内で実際にアンテナ受信できる以上、再送信は認められるべき。
2. 著作権処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番組購入先から契約違反を問われる。 ・ 洋画やスポーツ中継などの著作権処理も問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ケーブルテレビ連盟を窓口にして、各権利団体と協議、調整、権利処理をしている。 ・ 新しいルールが出来ればそれに従う。
3. CMスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーによっては支障が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴エリアの拡大は、スポンサーにとってもメリットがある。 ・ テレビせとうち株式会社にとっても営業上、プラスになるのでは。
4. 災害情報、政見広報など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報や緊急情報がエリア外に流れると混乱を招く恐れがある。 ・ 国政選挙の政見放送などで視聴者が混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴者側が適正に判断するため、混乱は起きない。 ・ 過去、災害情報などによりクレームを受けていない。
5. 大臣裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制定当時のCATV事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の状況とは異なっている。 ・ 大臣制度は一方的な制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビせとうち株式会社の主張は「放送事業者が再送信同意を拒むことができる正当な理由」(第104回国会・衆議院・通信委員会)に該当しない。 ・ 同意が得られないのであれば、現行法の範囲で対応せざるを得ない。
6. 協議の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分の大臣裁定の行方や長野のキー局の動きを見て判断したい。 ・ 引き続き協議をしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分はデジタル波の申請であり、アナログ波については同意が出ている。 ・ 大分で「同意すべき」との裁定が下りたとしても、テレビせとうち株式会社から同意が得られる保障がない。 ・ 5月中に同意の見込みが立たないのであれば、協議を継続できない。

以上